

事 務 連 絡
平成 27 年 5 月 29 日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課長殿

各都道府県・政令指定都市・中核市社会福祉施設担当課長殿

消 費 者 庁 消 費 者 安 全 課
消 費 者 庁 消 費 者 政 策 課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について（再周知）

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力を頂きましてありがとうございます。

平成 21 年 9 月 1 日に施行された消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）において、地方公共団体の長は消費者事故等に関する情報を得たときは、消費者庁長官に対して通知しなければならないこととされており、同日付の事務連絡において御連絡しているとおり、社会福祉施設等における役務・施設に係る消費者事故等も通知の対象となります。

今般、消費者庁において、平成 27 年 3 月 27 日付けで「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を改訂し、記載を充実いたしました。各地方公共団体においては、通知すべき範囲について改訂マニュアルを参照し、消費者事故等の情報を漏れなく消費者庁に通知するようお願いいたします。

また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知頂くようお願い申し上げます。

特に、生命・身体分野の重大事故等については、事故の原因調査が行われていない事故を含め、直ちに通知しなければならないものです。具体的には、社会福祉施設等における事故により、死亡・重症（30 日以上の治療が必要）等を伴う事故となったものについては、「事業者の安全配慮が不十分だった可能性はない」と判断される場合を除き、消費者庁に直ちに通知するようお願いいたします。

なお、児童福祉施設等の事故通知については、引き続き「参考 1：児童福祉施設等における事故の報告等に関する過去の依頼文書」に基づいて、通知いただきます

ようお願いいたします。また、介護施設等における消費者事故等の事例については「参考 2：介護施設等における消費者事故等の事例」を参照してください。

消費者庁では、消費者安全法に基づき通知された情報を含め、関係行政機関等から事故情報を集約し、「事故情報データバンクシステム」として公表しています。地方公共団体等において、事故防止に向けた資料を作成する際等に活用ください。

また、都道府県においては、域内の市町村の消費者行政担当課及び社会福祉施設担当課に本件を周知いただきますようお願いいたします。

(参考 1) 児童福祉施設等における事故の報告等に関する過去の依頼文書

- ・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成 27 年 2 月 16 日)
- ・「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)における事故の報告等について」(平成 27 年 3 月 27 日)
- ・「子育て短期支援事業における事故の報告等について」(平成 27 年 3 月 27 日)
- ・「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における事故の報告等について」(平成 27 年 3 月 27 日)

(参考 2) 介護施設等における消費者事故等の事例

＜役務提供者の安全配慮が不十分だった疑い＞

- ・被介護者が介護者の介助で自宅のベッドから車椅子へ移動する際に、転倒して左大腿骨骨折の重傷。
- ・被介護者がヘルパーと散歩中バランスを崩して転倒し、右腕骨折の重傷。
- ・被介護者が食品の誤嚥により窒息死(被介護者は嚥下障害があったが、介護施設は食材の配慮、食事中的見守り、食後の救急救命措置が不十分だった可能性)。

＜製品の安全性が不十分だった疑い＞

- ・被介護者が、ポータブルトイレの近くで死亡(転倒した際に、ポータブルトイレの背もたれと肘掛けの間の隙間に頸部を挟まれた可能性)
- ・被介護者が、介護ベッドの手すりのすき間に挟まれた状態で死亡が確認

<消費者庁の情報通知・問い合わせ先>

(生命・身体に関する消費者事故等について)

消費者庁消費者安全課

TEL : 03-3507-9201 (直通)

FAX : 03-3507-9290 (直通)

(財産に関する消費者事故等について)

消費者庁消費者政策課

TEL : 03-3507-9187 (直通)

FAX : 03-3507-9287 (直通)

<厚生労働省の情報通知先>

・児童福祉施設等について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

TEL : 03-3595-2491 (直通)

FAX : 03-3595-2668 (直通)

・保護施設等について

厚生労働省社会・援護局保護課

TEL : 03-3595-2613 (直通)

FAX : 03-3592-5934 (直通)

・隣保館、生活館等について

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

TEL : 03-3595-2615 (直通)

FAX : 03-3592-1459 (直通)

・ 障害福祉施設等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

TEL：03－3595－2389（直通）

FAX：03－3502－0892（直通）

・ 介護・老人福祉施設等について

厚生労働省老健局総務課

TEL：03－3591－0954（直通）

FAX：03－3503－2740（直通）

<添付資料>

資料１：消費者事故情報の通知の運用マニュアル（平成２７年３月２７
日改訂）

資料２：消費者事故情報通知様式

資料３：消費者事故情報通知様式による通知の仕方

資料４：消費者庁事故情報データベースについて